

はじめに

「鉄軌道輸送の安全にかかる情報」は、平成 18 年 10 月 1 日に施行された「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 19 号)により新たに加えられた鉄道事業法第 19 条の 3(軌道法第 26 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、国土交通省が毎年度整理し、公表しているものです。

この情報の公表により、鉄軌道事業者の安全の確保に対する意識が高まるとともに、鉄道の利用者や沿線住民等の安全利用等に関する理解が促進されるよう期待しています。